# 被扶養者（異動）届添付書類一覧表

R4.11.1更新

被扶養者の届出をするときの基準表です。内容により、この他に証明となるものを提出していただく場合もあります。

| 被保険者との続柄 ＼ 添付書類 | | 1 扶養申立書 | 2 世帯全員の住民票で「省略」のないもの（※1） | 3 所得証明書または非課税証明書（※2） | 4 学生の場合 在学証明書（原本）または学生証（写し）（※4） | 5 収入がある場合 直近の収入内訳が確認できるもの（※5） | 6 年金受給者の場合 年金支払通知書写しまたは年金改定通知書写し（※直近）（老齢・遺族・障害等） | 7 退職の場合 雇用保険受給状況の確認・退職日の確認できる証明書（※6） | 8 別居の場合 居住の証明となるもの（※7）／送金に関する証明となるものの写し（※8） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 配偶者 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 子 | 中学生までの者 | ○ | ○ | | | | | | ○ |
| | 高校生以上の学生 | ○ | ○ | △(※3) | ○ | ○ | | | ○ |
| | 中学を卒業した学生以外 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 父母・祖父母・曾祖父母 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 兄姉弟妹 孫 | 中学生までの者 | ○ | ○ | | | | | | ○ |
| | 高校生以上の学生 | ○ | ○ | △(※3) | ○ | ○ | | | ○ |
| | 中学を卒業した学生以外 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| その他 | 中学生までの者 | ○ | ○ | | | | | | ☆ 別居の場合不認定 |
| | 高校生以上の学生 | ○ | ○ | △(※3) | ○ | ○ | | | |
| | 中学を卒業した学生以外 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | |

☆裏面の「3親等内の親族図」を参考にしてください。

※被保険者以外に収入のある者が扶養認定対象者と同居している場合は、その者の所得の確認もすることがあります。

（例）被保険者の父・母のうち母のみ届出の場合　⇒　父の所得の確認をさせていただきます。

被保険者の報酬が低めの場合　⇒　配偶者の所得の確認をさせていただきます。

（※1）住民票は、必ず世帯全員記載のもので、続柄・筆頭者の省略のないものにしてください。
住民票が被保険者と扶養認定対象者で別々の場合、続柄の確認のため戸籍謄本等の提出も必要になります。

（※2）所得証明書に給与収入が表示されているが現在は無職の者は、上図7の退職日の確認できる証明書を添付してください。

（※3）全日制の学生（高校、大学、大学院、専修校、短大、予備校）以外の学生（定時制・通信制等）の場合は、所得証明書等の収入の確認ができるものが必要となります。

（※4）在学証明書（原本）または学生証等の写しのどちらかが必要となります(直近のものに限ります。有効期限があるものは、その表示部分の写しも必要です。)。

（※5）「直近の収入内訳が確認できるもの」とは、直近3ヶ月分の給与明細書の写し等となります。
アルバイト等の収入がある場合は必ず添付してください。
自営業者等の場合は、確定申告書の写し（確定申告時に提出したもの全て＝収支内訳書または青色申告決算書、各種付表など収入の詳細がわかるもの）を添付してください。また、健保組合が認める必要経費は税法上とは異なりますので、必要に応じて【直接的必要経費申告書】を添付してください。詳細は「千葉県医業健保が認める「直接的必要経費」一覧表」を参考にしてください。

（※6）雇用保険の失業給付を受給する場合は、原則、受給開始するまでの期間（待期期間・給付制限期間）は、被扶養者認定をいたします。

（※7）「居住の証明となるもの」とは、住民票又は賃貸借契約書等の写しとなります。

（※8）「送金に関する証明となるものの写し」とは、振込明細書又は現金書留控等の写しとなります。（原則「手渡し」は認めておりません。必ず記録が残る方法で送金してください。）

注意　扶養認定対象者の収入は、原則として給与収入・年金（老齢・遺族・障害・恩給 など）・利子・配当・事業収入・失業保険・社会保険からの現金給付（傷病手当金・出産手当金等）・他人からの仕送り・その他の現金収入、現物収入のすべてを含むものとします。

○ご不明な点は、業務課（043-215-8205）にお問い合わせください。

（裏面につづく）

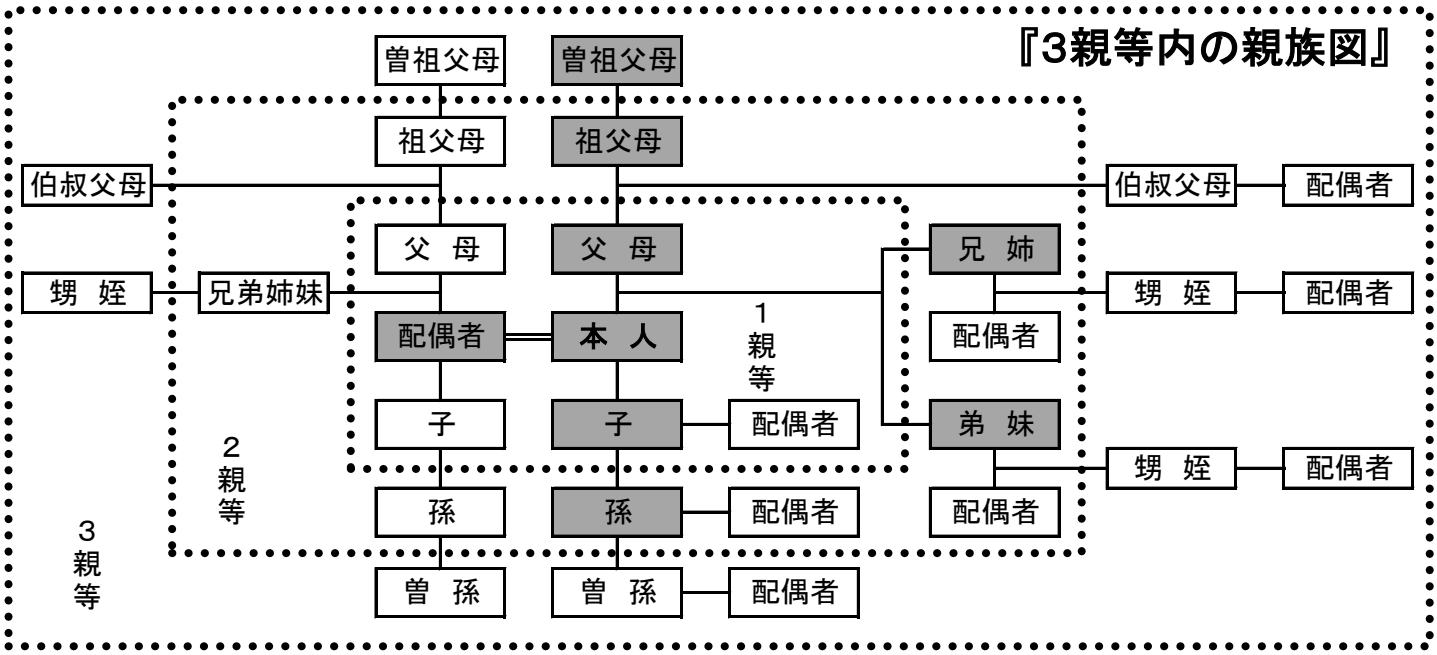


■ の人は生計維持の関係が条件です。 ⇒ 1
□ の人は生計維持の関係と同居が条件です。 ⇒ 2

**【1.生計維持のみが条件の親族】**

・被保険者の父母・祖父母など、直系尊属
・配偶者
（双方に戸籍上の配偶者がなければ内縁関係も含む）
・子（養子も含む）、孫、兄姉弟妹

**【2.生計維持+同居が条件の親族】**

・左記以外の3親等内親族（継父母、継子も含む）
・被保険者と内縁関係にある配偶者の父母、および子
（仮に配偶者が死亡したときも、生計維持＋同居の要件を満たせばそのまま被扶養者認定されます）

## 【被扶養者の認定は厳格に行われます】

国民健康保険には被扶養者という概念はなく、全員が被保険者（0歳の赤ちゃんにも保険料が発生します）ですが、健康保険組合には被扶養者制度が存在します。被扶養者として認定されると、被扶養者はさまざまな保険給付を受けることができますが、被扶養者のいる被保険者がその分の保険料を多く支払っているわけではありません。

また、健康保険組合では高齢者への支援金や納付金（拠出金）を支払っており、この額は被扶養者も含めた組合構成員の人数・医療費などをもとに算出されるため、被扶養者分も組合が拠出金の負担をしていることになります。

これら被扶養者の医療費や拠出金などで掛かった費用は、相互扶助という観点から、被扶養者のいない被保険者を含めた被保険者全員の保険料と事業主の負担金から成り立っています。

組合の被扶養者認定を適正にすることは、医療費の負担や拠出金などを適正にすることでもあり、組合の運営上大変重要なことです。

被扶養者として認定するということは、家族分の保険料をいただかずに組合が医療費等の支給をするということであり、その財源は被保険者全員に負担していただいている貴重な保険料ですので、被扶養者の認定にあたっては厳格に行われています。

被扶養者として認められるためには、あくまで「主として被保険者の収入によって生活していること」が前提です。認定の条件を満たしていなければ、被扶養者になることができないのはもちろんのこと、一度被扶養者として認定されても、生活状況の変化などにより、認定条件を満たさなくなった場合は、被扶養者の資格を失うことになりますので、ご注意ください。

先の状況をご理解いただき、組合が求めた資料の提出には速やかに応じていただきますようお願い申し上げます。【扶養親族を健康保険の被扶養者として認定する権限は、保険者（健康保険組合や協会けんぽなど）にあります。】

また、組合が求めた資料の提出を拒否されるような場合などは、その時点で認定審査の意思放棄とみなし、審査を終了し申告が取下げられたものとして扱わせていただきます。